

競争入札等参加者心得

荒 川 区
令和 7 年 1 月

(総則)

第1条 この心得は、荒川区（以下「区」という。）が行う一般競争入札、指名競争入札、公募方式見積競争及び指名見積競争（以下、合わせて「競争入札等」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

2 競争入札等及びその他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、荒川区契約事務規則（昭和39年規則第8号。以下「区規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この心得において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札等参加者

区が行う競争入札等に参加する資格を有すると確認された者又は競争入札等の参加の指名を受けた者

(2) 紙による競争入札等

電子入札案件以外の案件にかかる競争入札等

(3) 電子入札案件の競争入札等

区が参加する東京電子自治体共同運営協議会における電子調達システムの電子入札サービスを用いて行う競争入札等

(4) 入開札通知書等

入開札又は見積提出の日時、場所、手順等を記載した入開札通知書、指名通知書、見積競争参加通知書、一般競争入札参加資格確認結果通知書又は見積依頼通知書

(欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札等参加者、契約者又はその代理人となることができない。ただし、区長が特別な理由があると認めた場合については、この限りでない。

(1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ、判決の確定に至るまでの者

(5) 前各号のいずれかに該当する者を代表者とする者又は契約若しくは履行に関し、代理人として使用する者

(参加希望)

第4条 区が行う一般競争入札又は公募方式見積競争に参加しようとする者は、入札公告又は発注票に定めるところにより区に対して参加申込を行い、参加資格の確認を受けなければならない。

(参加資格の確認又は参加の指名の取消)

第5条 入札等参加者が次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人もしくは競争入札等の代理人として使用した場合、区長は、当該競争入札等に係る参加資格の確認又は参加の指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正行為を行った者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 第17条、第18条及び第20条の落札者又は契約候補者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、これを行う区職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なしに契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 区長は、入札等参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがある事態が発生したと認めるときは、当該競争入札等に係る参加資格の確認又は参加者の指名を取り消すことができる。

(入札保証金)

第6条 入札等参加者のうち競争入札に参加する者は、その見積る契約金額（単価による競争入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加する者が、保険会社との間に、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に参加する者が区規則第12条第2項第2号及び第3号の規定又はこれを準用する区規則第42条に該当するとき。

2 区長は、当該競争入札に参加する者が前項第2号に該当すると認めるときは、一般競争入札に参加する資格の確認の通知又は指名競争入札参加の指名通知（いずれも以下「入札通知書」という。）により、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない旨を入札参加者に通知する。

3 区は、第1項の入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他特に区長が認めた債権等の提供をもってこれに代えることができる。

2 前条及び前項の納付等に関する手続については、競争入札を担当する区職員がその都度指示する。

(競争入札等の基本的事項)

第8条 入札等参加者は、区から指示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他の添付書類並びに契約締結に必要な条件を検討の上、総価をもって入札又は見積書提出をしなければならない。ただし、単価をもって入札又は見積書提出をするときは、当該競争入札等を担当する区職員が別に指示する。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が指示された書面等の相互の関係により明白であるときは、競争入札により落札者となった者又は見積競争により契約候補者となった者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は、契約金額の増額を要求することができない。

(紙による競争入札等)

第9条 入札等参加者は、次の各号の定めにより入札又は見積書提出を行うものとする。

(1) 競争入札の場合

入札書(別記第1号様式又はこれに準じた様式)に必要な事項を記入し、記名押印(あらかじめ区に届け出た印鑑に限る。以下同じ。)の上、必要な事項を記入した日本産業規格角形2号又は長形3号の封筒に封入、封印し、あらかじめ入札通知書等により示された日時及び場所において、当該入札等を担当する区職員の指示に従い入札箱に投入しなければならない。

(2) 見積競争の場合

見積書(別記第2号様式又はこれに準じた様式)に必要な事項を記入し、記名押印の上、必要な事項を記入した日本産業規格角形2号又は長形3号の封筒に封入、封印し、あらかじめ入札通知書等により示された日時までに当該見積競争を担当する区職員に手渡ししなければならない。

なお、見積書については、当該書類の発行責任者及び担当者の役職等、氏名並びに連絡先電話番号(以下、「発行責任者等の情報」という。)が遺漏なく記載されている場合、押印及び封印を省略することができる。

(3) 郵便による競争入札等の場合

入札書又は見積書に必要な事項を記入し、記名押印の上、必要な事項を記入した日本産業規格角形2号又は長形3号の封筒に封入、封印し、あらかじめ入札通知書等により示された日時までに、指定場所に到着するよう送付しなければならない。

なお、見積書については、発行責任者等の情報が遺漏なく記載されている場合、押印及び封印を省略することができる。

2 入札等参加者は、前項各号の競争入札等を代理人に行わせることができる。この場合において、入札等参加者は、あらかじめ区規則第7条の2に定める申請において代理人を設定しなければならない。なお、代理人を設定している間は、代理人以外の者が競争入札等を行うことができない。

3 入札等参加者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、区が指定する期日及び方法により、積算内訳書を提出しなければならない。

(電子入札案件の競争入札等)

第10条 入札等参加者は、電子入札サービスの入札書又は見積書に必要な事項を記入し、記名若しくは押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ入札通知書等により示された日時までに提出しなければならない。

2 入札等参加者は、前項による入札書又は見積書の提出を、区に対し、あらかじめ委任している代理人（代理人が区の指定する認証局から電子証明書を取得している場合に限る。）に行わせることができる。

3 第1項の入札書又は見積書の提出は、紙によってすることができない。

4 入札等参加者は、区が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めた場合は、区が指定する期日及び方法により、積算内訳書を提出しなければならない。

(競争入札等の辞退)

第11条 入札等参加者は、競争入札等の執行の完了に至るまでは、いつでも当該競争入札等を辞退することができる。

2 入札等参加者は、競争入札等を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより区に申し出るものとする。

(1) 競争入札等の執行又は見積書の提出期限の前には、入札辞退届（別記第3号様式又はこれに準じた様式）又は見積競争辞退届（別記第4号様式又はこれに準じた様式）を区に提出する。

(2) 競争入札の執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、当該入札を担当する区職員に直接提出する。

3 競争入札等を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けない。

(入札書等の書換等の禁止)

第12条 入札又は見積書提出をした者は、その提出した入札書又は見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(開札又は見積書比較)

第13条 競争入札等を担当する区職員は、次の各号に定めるところにより開札又は見積書比較を行うものとする。

(1) 開札

入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて開札を行う。
この際、入札者は、全員が開札に立ち会わなければならない。ただし、郵便入札にあっては、あらかじめ区が指定した者が開札に立ち会うものとする。

(2) 見積書比較

見積書提出期限経過後、直ちに区役所4階経理課において、当該見積競争事務に係らない区職員を立ち合わせて開封及び見積書比較を行う。

2 競争入札等を担当する区職員は、入札書又は見積書とともに積算内訳書の提出を求めた場合は、積算内訳書の内容を確認しなければならない。

(電子入札案件の開札又は見積書比較)

第 14 条 電子入札案件の場合、これを担当する区職員は、前条の規定にかかわらず、あらかじめ指定した日時及び場所において開札又は見積書比較を行うものとする。

2 前項の開札又は見積書比較には、当該競争入札等において入札又は見積書提出を行った者を立ち合わせることができる。

3 入札又は見積書提出を行った者が立ち会わないときは、当該競争入札等事務に関係のない区職員を立ち合わせて開封及び見積書比較を行うものとする。

4 積算内訳書の取扱いについては、前条第 2 項の規定を準用する。

(積算内訳書の取扱い)

第 15 条 区に提出された積算内訳書の記載内容は、契約上の効力を発生しないものとする。

2 区に提出された積算内訳書は、競争入札等による契約締結後に荒川区情報公開条例（昭和 63 年条例第 34 号）第 7 条の規定による情報公開請求があったときは、これを公開する。

(入札又は見積書提出の無効)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当した入札書又は見積書は、これを無効とする。

(1) 競争入札等に参加する資格がない者又は競争入札等の実施時点において参加資格要件を欠くに至った者が提出した入札書又は見積書

(2) 代理人を設定している場合は、代理人以外の者が提出した入札書又は見積書

(3) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者が提出した入札書

(4) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札書又は見積書。電子入札案件においては、指定日時までにシステムのサーバーに到達しない入札書又は見積書

(5) 予定価格を事前公表した案件にあっては、当該予定価格を上回る価格を記載した入札書

(6) 電子入札案件において、発注図書又は仕様書等を受領しないまま提出された入札書又は見積書

(7) 電子入札案件において、紙により提出された入札書又は見積書

(8) 区が積算内訳書の提出を求めた案件にあっては、次に掲げるもの

① 第 9 条第 3 項又は第 10 条第 4 項により区が指定した積算内訳書を提出しない場合

② 白紙の積算内訳書を提出した場合

③ 提出された積算内訳書の項目が区の指定と異なる場合

④ 積算内訳書の総計金額が入札金額又は見積金額と異なる場合

(9) 記載事項が不明又は記名押印のない入札書又は見積書（見積書における押印を省略する場合にあっては、発行責任者等の情報の記載がないもの）。電子入札案件にあっては、記名若しくは押印に相当する電磁的記録が付されていない入札書又は見積書

(10) 電子入札案件にあっては、電子入札サービスの画面上に示された文字種や文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札書又は見積書

(11) 電子入札案件にあっては、電子入札サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札書又は見積書

- (12) 同一事項の競争入札等について、2 通以上提出された入札書又は見積書
- (13) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が提出した入札書又は見積書
- (14) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書又は見積書
- (15) 電子入札案件にあっては、くじ番号の入力がない又は訂正した若しくは数字が不明な入札書又は見積書
- (16) 電子入札案件にあって電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正使用により提出された入札書又は見積書
- (17) 前各号のほか競争入札又は見積競争の条件に違反した入札

(競争入札等の取りやめ等)

第 17 条 区長は、競争入札等において明らかに談合の事実があると認められるなど、競争入札等を公正に執行することができないと判断したときは、当該入札等参加者を競争入札等に参加させず、又は競争入札等の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(落札者又は契約候補者)

第 18 条 区長は、次の各号に定めるところにより、競争入札等の落札者等を決定するものとする。

- (1) 競争入札にあっては、第 19 条から第 21 条に該当する場合を除き、入札をした者の中で、区の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
この際、開札にあって、積算内訳書の確認が即時に行えないときは、落札者の決定を保留し、積算内訳書の確認後、落札者を決定するものとする。
 - (2) 見積競争にあっては、見積書提出をした者の中で、区の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約候補者とする。
- 2 区長は、売却及び貸付けその他、区の収入の原因となる契約については、前項各号に規定にかかわらず、区の予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者又は契約候補者とする。

(最低価格で入札した者以外の者を落札者とする場合)

第 19 条 区長は、工事又は製造その他の請負の競争入札において、区の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該競争入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする事ができる。

(低入札価格調査制度)

第 20 条 工事又は製造その他の請負の競争入札の場合において、区の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該競争入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査されることとなったときは、その者は、当該調査に協力するもの

とする。

（最低制限価格を設けた場合の落札者の決定）

第 21 条 区長は、工事又は製造その他の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（入札の回数）

第 22 条 競争入札を担当する区職員は、紙又は電子による入札の開札をした場合において、区の予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、紙入札にあっては直ちに、電子入札にあっては区が指定する日時に再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、原則として 1 回とする。

3 初度の入札に参加した者のうち、当該入札が第 16 条の規定により無効とされた者又はあらかじめ最低制限価格を設けて行う競争入札において最低制限価格より低い価格の入札を行った者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表した案件の入札回数は 1 回とし、再度入札は行わない。

5 前 4 項の規定にかかわらず、郵便入札案件の入札回数は 1 回とし、再度入札は行わない。

（再度入札の保証金）

第 23 条 再度入札においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって、再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者等の決定）

第 24 条 競争入札等を担当する区職員は、落札者又は契約候補者となるべき同価の入札又は見積書提出をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者又は見積書提出者にくじを引かせて落札者又は契約候補者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときには、これに代わって当該競争入札事務に関係のない区職員がくじを引くものとする。

3 電子入札案件にあっては、当該入札者又は見積書提出者があらかじめ入札書又は見積書作成時に入力したくじ番号によりくじ引きを行い落札者又は契約候補者を決定する。

（競争入札結果の通知）

第 25 条 区長は、開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に通知する。

- 2 前項の通知は、入札場所において当該競争入札を担当する区職員が行う落札者の宣言に代えることができる。

(見積競争結果の連絡)

第 26 条 区長は、見積書比較を行った場合、契約候補者があるときは、その旨を当該契約候補者のみに通知する。

- 2 前項の通知は、当該契約候補者に対する口頭連絡に代えることができる。

(内訳単価の変更交渉)

第 27 条 区長は、必要と認めるときは契約候補者が示した見積金額の範囲内において、当該契約候補者と内訳単価について変更の交渉を行うことができる。

- 2 区長は、競争入札により落札者を定める場合において、必要があると認めるときは、入札をした者の中で区の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者と定め、落札予定者が示した入札価格の範囲内で、当該落札予定者と内訳単価について変更の交渉を行うことができる。なお、こうした取扱いを行う場合は、あらかじめ入札通知書等にその旨を明記しなければならない。

- 3 区長は、前 2 項の場合において、契約候補者又は落札予定者が内訳単価の変更の交渉に応じなかったときは、契約候補者又は落札予定者としての決定を取り消すものとする。

- 4 前項により契約候補者又は落札予定者の決定を取り消したときは、当該契約候補者又は当該落札予定者を除いて、区の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書提出又は入札した者を契約候補者又は落札予定者としてすることができる。

- 5 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項により契約候補者又は落札予定者を決定した場合に準用する。

(競争入札等の結果の公表)

第 28 条 競争入札等の結果は、別に定めるところにより、これを公表する。

(競争入札の無効及び契約締結の取りやめ)

第 29 条 区長は、競争入札等において明らかに談合等の事実があったと認められるときは、当該競争入札を無効とし、当該競争入札の落札者等との契約を取りやめることができる。

(契約書の作成)

第 30 条 落札者又は契約候補者は、契約締結の連絡を受けた日から起算して 5 日以内に、契約書 2 通を作成し、記名押印の上、内訳書その他必要書類を添えて区に提出しなければならない。ただし、区長が必要と認めたときは、この期間を伸縮することができる。

- 2 落札者又は契約候補者が遅延なく契約書を提出しないときは、落札者又は契約候補者の決定は、その効力を失うことがある。

- 3 区長は、契約締結にあたって月別支払内訳書等を提出させた場合において、当該内訳書に記載された単価等を不適当と認めたときは、契約金額の変更を伴わないことを条件として、これを訂正させる。この際、落札者又は契約候補者は、この訂正を拒むことができない。

い。

(契約の確定)

第 31 条 区長は、前条第 1 項の契約書の提出があったときは、当該契約書 2 通に記名押印し、その 1 通を当該落札者又は契約候補者に返付する。

2 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、区長が落札者又は契約候補者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第 32 条 区長は、入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）について、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後にこれを返還する。

(契約保証金)

第 33 条 落札者又は契約候補者は、契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 100 分 10 以上の契約保証金を、第 30 条第 1 項の契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 落札者又は契約候補者が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者又は契約候補者が保険会社との間に区を被保険者とする公共工事履行保証証券契約を締結したとき。
- (3) 落札者又は契約候補者が区規則第 51 条第 2 項第 3 号から第 8 号の規定に該当するとき。
- (4) 前 3 項のほか、入札通知書等において、契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされているとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第 34 条 第 7 条の規定は、契約保証金について準用する。

(保証保険証券の提出)

第 35 条 落札者又は契約候補者は、区を被保険者として入札保証証券、履行保証保険及び公共工事履行保証証券を保険会社と契約締結したときは、当該保証証券を区に提出しなければならない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 36 条 区長は、工事又は製造の請負にあっては予定価格が 1 億 8 千万円以上、不動産又は動産の買入れもしくは売り払いにあっては 2 千万円以上に該当する契約については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）」の

定めるところにより、荒川区議会の議決を経た上で契約を確定させるものとする。

(仮契約書の提出)

第 37 条 前条の契約については、落札者又は契約候補者は、仮契約書を提出しなければならない。

(契約の解除)

第 38 条 区長は、契約締結後、当該契約に係る競争入札等において明らかに談合等の事実があったと認められるときは、当該契約を解除することができる。

(再委託の申出)

第 39 条 落札者又は契約候補者は、区との契約について、工事又は業務等の一部を再委託(下請負を含む。)する場合は、契約締結後、遅延なく契約条項の定めに従い、書面により区に申出を行い、区の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡)

第 40 条 落札者又は契約候補者は、区との契約について、区との契約から生じる権利義務の一部又は全部を譲渡する場合は、契約締結後、遅延なく契約条項の定めに従い、書面により区に申出を行い、区の承諾を得なければならない。

(その他)

第 41 条 この心得の解釈及びこの心得に明記のない事項については、すべて区の指示によるものとする。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 16 条第 1 項第 9 号の規定は、この心得の施行の日以後に徴取した、令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する契約に係る見積書について適用し、この心得の施行の日前に徴取した見積書については、なお従前の例による。

入札書

件名

	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

上記金額をもって $\left\{ \begin{array}{l} \text{納入する} \\ \text{請け負う} \end{array} \right\}$ ため「競争入札参加者心得」及び
「荒川区契約事務規則」を遵守のうえ入札します。

令和 年 月 日

荒川区長 殿

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名



(注意事項)

- 入札書の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 金額はアラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付すこと。

見 積 書

件 名

	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

上記金額をもって { 納入する
請け負う } ため「競争入札等参加者心得」

及び「荒川区契約事務規則」を遵守のうえ見積書（内訳は次頁以降
のとおり）を提出します。

令和 年 月 日

荒 川 区 長 殿

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名



※押印を省略する場合は以下を記載すること

	役職等	氏名	連絡先電話番号
本書類の発行責任者			
契約事務担当者			

（注意事項）

- 1 見積書の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 金額はアラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付すこと。

入札辞退届

件名

上記について { 参加資格の確認
参加者の指名 } を受けましたが、下記の理由

により入札を辞退します。

(理由)

令和 年 月 日

荒川区長 殿

住 所

商号または名称

代表者氏名

㊟

(注意事項) 入札辞退届の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

見 積 競 争 辞 退 届

件 名

上記について { 参加資格の確認
参加者の指名 } を受けましたが、下記の理由

により見積競争を辞退します。

(理由)

令和 年 月 日

荒 川 区 長 殿

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名



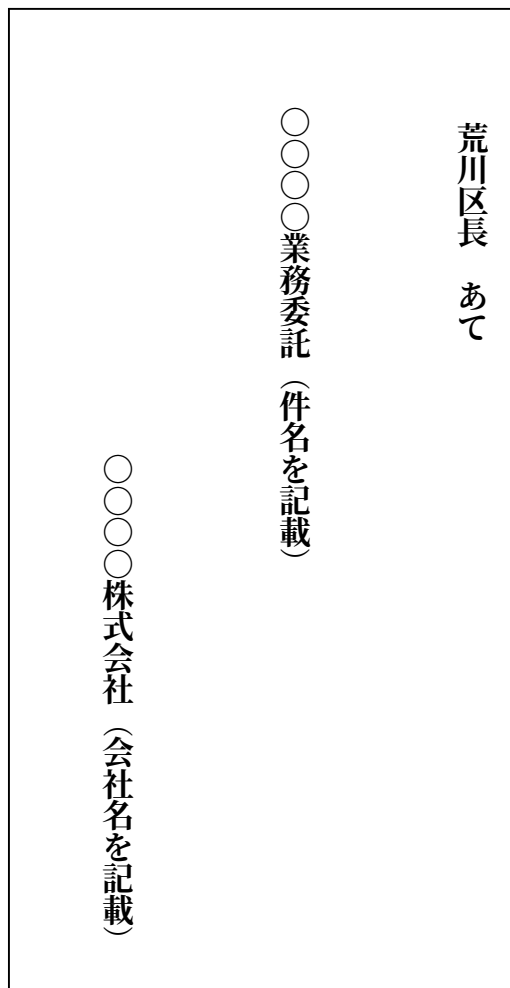
※押印を省略する場合は以下を記載すること

	役職等	氏名	連絡先電話番号
本書類の発行責任者			
契約事務担当者			

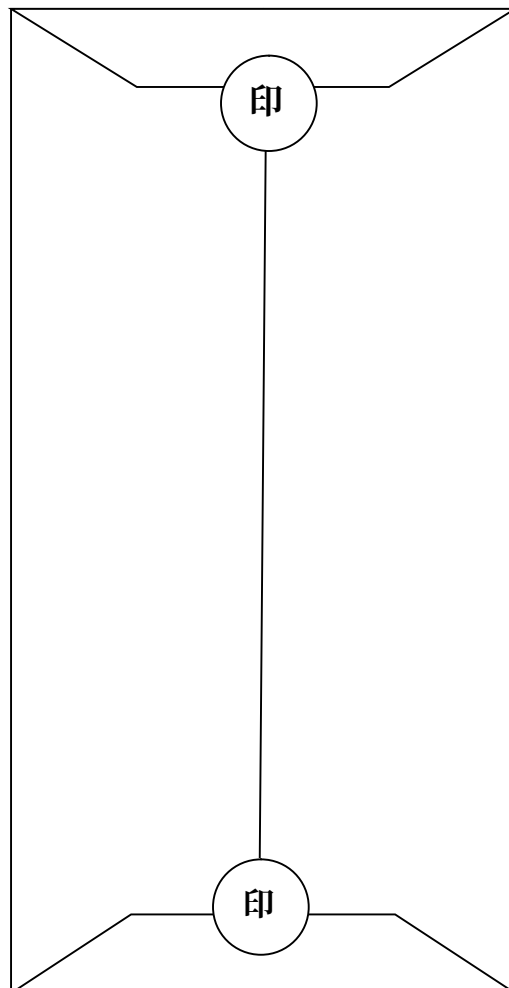
(注意事項) 見積競争辞退届の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

入 札 用 封 筒 の 様 式 見 本

(表面)



(裏面)



注：使用する封筒の規格（大きさ等）は日本産業規格角形2号又は長形3号とする。
封筒表面に会社名が印字されている場合は、会社名の記載は不要とする。

令和7年1月 改訂・発行

編集 荒川区管理部経理課契約係

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 3802-3111（内線 2261～2264）